平成２４年（フ）第３７号
熊本県宇城市松橋町豊福1260番地１
債務者　米岡美寿々
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第６５号
熊本市新屋敷１丁目２番８号白水苑アパート１－Ｄ
債務者　岩﨑あけみ
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８５３号
埼玉県坂戸市元町６番10号　コスモハイツ105号室
債務者　和島　　亨
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1349番地62
債務者　小林　哉子（旧姓柘植）
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７７０号
札幌市南区澄川２条３丁目６番34号　澄川２条ハイツ１号
債務者　河中　　清
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４８号
札幌市西区山の手３条７丁目１番30号
債務者　織田　君子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２４号
札幌市白石区南郷通５丁目南２番１号　ルミエール南郷通Ａ－201号
債務者　加藤慎太郎
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８８号
北海道石狩市花川南６条２丁目215番地　サンフラワーハイツ202号
債務者　木村惠美子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９２号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目３番20号　リバティーハイツ１－Ｄ号
債務者　長野　頼子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９２号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地１　道営住宅Ｄ14－203
債務者　久保　優貴
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４８７号
札幌市北区北32条西６丁目３番５号　一光マンション２－５号
債務者　山田　美幸
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５６８号
札幌市東区北28条東15丁目２番22号
債務者　小嶋恵美子（旧姓山城）
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
北海道千歳市稲穂４丁目４番11号
債務者　大学　香織
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
北海道北広島市山手町５丁目４番地12
債務者　高田　　恵（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
札幌市厚別区厚別東４条４丁目13番20－606号
債務者　八代　明美
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２号
札幌市東区北38条東10丁目３番25号　朝日コーポ１号
債務者　田仲　　誠
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
札幌市手稲区曙２条２丁目４番３号　ルミエール曙103号
債務者　佐々木悦子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部